の一環として、新株予約権を発行している場合には、第二号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑽ａ中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。

ｂ　⑰及びａの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、第二号様式記載上の注意⑷に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷ａ及びｃ中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。

⑲　［略］

［削る。］

⑳　［略］

㉑　大株主の状況

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

［ｄ・ｅ　略］

㉒　［略］

㉓　［略］

㉔　役員の状況

［ａ～ｅ　略］

ｆ　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

㉕　経理の状況

ａ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下㉕において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

（17－２）　［同左］

⑱　ライツプランの内容

ａ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「３　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「⑵　新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

ｂ　「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

⑲　［同左］

⑳　大株主の状況

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

［ｄ・ｅ　同左］

㉑　［同左］

㉒　［同左］

㉓　役員の状況

［ａ～ｅ　同左］

ｆ　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

㉔　経理の状況

ａ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下㉔において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］